

「DVに関する医療関係者の対応マニュアルの改訂」検討状況について

1 概要

配偶者暴力防止法第6条の規定に基づく、医師その他の医療関係者が配偶者暴力被害者を発見した場合における対応に関するマニュアル「DVに関する医療関係者の対応マニュアル」は、平成20年3月に作成したもので、作成から10年ほどが経過している。この間、DV防止法の改正が行われたほか、審議会からも見直しを求める意見が上がっていることから、このたび、同マニュアルを改訂することとしたもの。

2 進め方

(1) 専門部会の設置(平成元年11月5日設置、北海道男女平等参画推進条例第30条)

マニュアルの改訂に当たり、医療や法曹、支援者などの専門家等による検討により、実際に医療現場で役立つものにする必要があるとの考えから、各分野の専門家等で構成される男女平等参画審議会にマニュアル改訂のための専門部会を設置し、必要な検討を行う。

[「DVに関する医療関係者の対応マニュアル」改定検討部会 ※非公開]

氏名	所属等	備考
栗野 雅文	恵庭市総務部総務課	R2.4.1 改
酒井 謙	札幌弁護士会（みなみ大通法律事務所）	
広瀬 玲子	北海道情報大学	審議会会長
藤井 美穂	北海道医師会	専門委員
山崎 菊乃	特定非営利活動法人女のスペース・おん（北海道シェルターネットワーク）	部会長

(2) 検討の視点

① 前回策定（平成20年3月）後のDV防止法改正を反映

○DV被害等の適用範囲の拡大（平成25年法律第72号）

- ・生活の本拠を共にする交際関係（婚姻関係における共同生活に類する共同生活を営んでいない者を除く。）にある相手からの暴力及びその被害者について、DV防止法を準用。

○DV対応と児童虐待対応との連携強化

- ・DV被害者及びその同伴する家族の保護を行うに当たって、その適切な保護が行われるよう、相互に連携を図りながら協力するよう努めるべき関係機関に児童相談所が含まれることを明確化。

② マニュアルのコンパクト化

- ・現行マニュアルは、第1部（概要編）と第2部（実践・制度編）で構成し、記述が重複。医療関係者等がより実践的に活用いただけるよう、内容や書きぶりを精査。

2 専門部会の開催状況

○ 令和元年度 第1会専門部会について

- (1) 開催年月日・場所 令和2年2月26日(火)・道庁7階共用B会議室
 (2) 議題等
 ・マニュアル改訂に向けた検討の視点
 ・他府県策定のマニュアルとの比較 など

(3) 部会員からの主な意見

- 児童虐待等も絡めた見やすい医療マニュアルを作っただけだと強く思っている。
- 医療関係者のマニュアルということであれば、実際に医療に携わっている方がすぐに分かってすぐに通報できることが必要。もう少しコンパクトにして実践的なものが良い。
- こういったマニュアルはどのくらい日本の各県をカバーしているのか。
 (同様の質問が他1)
- マニュアルをホームページに載せる場合、注意が必要。加害者に見られては困ることなど、削っていくところをピックアップしなければならないと思う。
- 医療関係者にはかなり詳しい加害者対応までの情報をホームページで見たいと思う。道が道民に開かれたホームページを公開するのであれば、加害者対応や加害者の特性など取扱注意の部分を取り除いたものとし、医療関係者だけが見られるホームページに詳しいものを掲載するのも良いと思う。
- マニュアルを加害者に知られたくないということであれば、ホームページのパスワードの設定などをし、医療機関に配るというかたちで良いと思う。
- 患者の主訴によりどのようなソーシャルワークの振り分けが良いのかというものがあると、病院の関係者が助かると思う。(同様の意見が他1)
- DVがどのくらいの年代に起きているか。一時保護、相談の年代を知りたい。

○ 令和2年度 第1会専門部会について

- (1) 開催年月日・場所 令和2年7月29日(水)・道庁7階共用B会議室
 (2) 議題等
 ・前回の部会でのご意見に対する対応など
 ・各都道府県のマニュアル作成状況(資料3-2)
 ・改訂マニュアル構成案(資料3-3)

3 今後のスケジュール(想定)

時 期	内 容	備 考
令和2年 10月～11月	○第2回専門部会の開催 ・マニュアル素案の検討 →マニュアル案として取りまとめ ※議論の経過によっては、第3回開催を検討	・素案は、部会開催前に部会員の送付。 ・同時期に、看護協会等の関係機関へ意見を求める
令和2年 11月～12月	○第3回審議会の開催 ・専門部会からの報告、マニュアル案検討	
令和2年12月	○改訂マニュアルの決定(道)	
令和3年3月頃	○医療関係者等へ改訂マニュアル送付	